

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 3 月 31 日

月 曜 日

号 外(3)

目 次

規 則

- 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する規則 1
- 富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する規則 5
- 富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則 17

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第36号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する規則

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年富山県規則第66号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号別紙 9(1)中「共同生活介護事業所(ケアホーム)・」を削り、

各事業の利用定員数	共同生活介護事業	人
	共同生活援助事業	人

を

利用定員数	人
-------	---

に、

「居宅介護従業者の外部委託の予定	有 (月 時間) ・ 無
------------------	--------------

を

「サービスの提供形態（該当部分に○）」	介護サービス包括型	生活支援員の業務の外部委託の予定 有（月 時間） ・ 無
	外部サービス利用型	受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地 別紙のとおり

に改め、同様式別紙 9(1)備考中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とし、同様式別紙 9(1)備考第 5 項中第 12 号を第 13 号とし、第 9 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 8 号の次に次の 1 号を加える。

- (9) 受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地を記載した書類

様式第 1 号別紙 9(1)備考第 5 項を同様式別紙 9(1)備考第 4 項とし、同様式別紙 9

(2)中 「ケアホーム又はグループホームの用に供する建物」の形態を グループホームの用に供する建物 に、「日額」を「月額」に、

「主たる対象者	特定無し・身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者
---------	-------------------------------

を

「一体的に運営するサテライト型住居」	箇所
一体的に運営するサテライト型住居の利用者から連絡を受ける通信機器	
主たる対象者	特定無し・身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者

に改め、同様式別紙 9(2)備考第 3 項中「ケアホーム又は」を削り、同様式別紙 9(2)の次に次のように加える。

別紙 9(3)

※受付番号

共同生活住居（サテライト型住居）に係る記載事項

共同生活住居 (サテライト型住居)	フリガナ 名称			
	所在地	(郵便番号 —)			
	連絡先	電話番号	FAX番号		
	住居区分	一戸建て・アパート・マンション・その他 ()			
	建物の形態	建物所有者名			
	住居の 用に 供す	賃貸借契約の 内容	敷金	円	
			礼金	円	
			家賃 (月額)	円	
			契約期間	年 月 日から 年 月 日まで	
			賃貸料がない理由		
	住居の利用定員数	人			
	居室の最少床面積	m ²			
	本体住居の名称				
	本体住居との距離	k m			
利用者が本体住居への連絡に使用する通信機器					
主たる対象者	特定無し・身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者				
利用料					
その他の費用					

備考

- 1 ※印を付してある欄は、記載しないこと。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付すること。
- 3 「サテライト型住居の用に供する建物の形態」欄は、住居ごとに記載すること。
- 4 「住居区分」及び「主たる対象者」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 5 「その他の費用」欄は、入居者が負担する経費について記載すること。
- 6 添付書類
 - (1) 建物の平面図
 - (2) 設備の概要
 - (3) 指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等を記載した書類

様式第 1 号別紙10(1)から別紙11(2)までを次のように改める。

別紙10(1)から別紙11(2)まで 削除

様式第 1 号別紙12(2)中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同様式別紙12(2)備考第 5 項中「附則第15条」を「附則第13条」に改め、同様式別紙21(1)中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

様式第 3 号中「代表者の氏名及び住所」を「代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」に、「管理者の氏名及び住所」を「管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴」に、「サービス管理責任者」の氏名及び住所を「サービス管理責任者」の氏名、生年月日、住所及び経歴」に、「当たる者の氏名及び住所」を「当たる者の氏名、生年月日、住所及び経歴」に、「サービス利用計画作成費」を「地域相談支援給付費」に、

17	当該申請に係る事業の開始予定年月日
18	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要
19	その他

を

17	役員 の 氏 名、 生 年 月 日 及 び 住 所
18	その他

に改める。

様式第 7 号中「、共同生活介護（ケアホーム）」を削る。

様式第16号備考第 5 項中「、共同生活介護」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(障害福祉課)

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第37号

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する規則

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和41年富山県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条中「第23条第1項」を「第22条第1項」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（措置入院の判定のための移送の告知）

第6条の2 知事は、精神障害者又はその疑いのある者を法第27条第1項若しくは第2項又は第29条の2第1項の規定による診察を行う場所に移送するときは、当該精神障害者又はその疑いのある者に対し措置入院の判定のための移送に際してのお知らせ（様式第6号の2）を交付するものとする。

第8条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項中「措置入院の判定のための移送に際してのお知らせ（様式第8号の2）又は」を削り、「（様式第8号の3）」を「（様式第8号の2）」に改め、同項を同条第2項とする。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第17条を次のように改める。

（医療保護入院の届出）

第17条 法第33条第7項の規定による届出は、医療保護入院者の入院届（様式第12号）又は特定医師による医療保護入院者の入院届（様式第13号）により行うものとする。

2 医療保護入院者の入院届には、推定される入院期間及び選任された退院後生活

環境相談員を記載した医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の5に規定する入院診療計画書の写しを添付するものとする。ただし、当該届出に係る医療保護入院者の入院期間が7日以内の場合であって、当該医療保護入院者に係る入院診療計画書が作成されていないときは、この限りでない。

第19条中「第33条の4第5項」を「第33条の7第5項」に改める。

第20条第1項中「第33条の4第1項」を「第33条の7第1項」に、「の保護者（法第34条第2項の規定による場合にあつては、扶養義務者）」を「に係る法第34条第1項又は第2項の規定による同意をした者」に改める。

第22条第1項中「、保護者等（当該入院中の者の入院について同意した者をいう。第24条第1項において同じ。）」を削る。

第24条第1項中「、保護者等」及びただし書を削る。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

様式第2号中「第23条」を「第22条」に改める。

様式第3号中

「3 保護者の居住地及び氏名

居 住 地

氏 名

生年月日

男・女

精神障害者等
との続柄

を

4 退院希望理由

5 退院希望年月日

」

「3 退院希望理由

に改める。

4 退院希望年月日

」

様式第 4 号中

被 診 察 者	診察月日 及び時間	診察場所	保 護 者 等		
			住 所	氏 名	被診察者 との続柄

を

被診察者	診察月日及び時間	診察場所

に改める。

様式第 5 号中「第 23 条第 1 項」を「第 22 条第 1 項」に、「第 24 条」を「第 23 条」に、「第 25 条」を「第 24 条」に、「第 25 条の 2」を「第 25 条」に改める。

様式第 6 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 6 号の 2 (第 6 条の 2 関係)

措置入院の判定のための移送に際してのお知らせ

年 月 日

殿

富山県知事

1 あなたをこれから、措置入院が必要であるかどうかを判定するために
に移送します。

2 あなたの移送は、車で行います。

教示

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。

2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第 7 号を次のように改める。

様式第 7 号 削除

様式第 8 号中「保護者」を「あなたのご家族等」に改める。

様式第 8 号の 2 を削る。

様式第 8 号の 3 中「(病院名)」を削り、同様式を様式第 8 号の 2 とする。

様式第 10 号を次のように改める。

様式第 10 号 削除

様式第 11 号中

保護者	フリガナ 氏名	-----	男・女	続柄	生年月日	年 月 日
	住所	都道 府県	郡市 区		町村 区	
	フリガナ 氏名	-----	男・女	続柄	生年月日	年 月 日
	住所	都道 府県	郡市 区		町村 区	
措置年月日	年 月 日					

を

措置年月日	年 月 日
-------	-------

に改める。

様式第 12 号中「(法第 33 条第 1 項)」を削り、「保護者の同意」を「家族等の同意」に、

保護者	フリガナ 氏名	-----	男・女	続柄	生年月日	年 月 日
	住所	都道 府県	郡市 区		町村 区	
	フリガナ 氏名	-----	男・女	続柄	生年月日	年 月 日
	住所	都道 府県	郡市 区		町村 区	

1	後見人又は保佐人	2	配偶者	3	親権を行う者
4	家庭裁判所が選任した者（選任年月日 年 月 日）				
5	その他（ ）				

を

同意した家族等	フリガナ 氏名	-----	男・女	続柄	生年月日	年 月 日
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区		
	フリガナ 氏名	-----	男・女	続柄	生年月日	年 月 日
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区		
	1	配偶者		2	父母（親権者である・ない）	
3	祖父母等		4	子・孫等		
5	兄弟姉妹		6	後見人又は保佐人		
7	家庭裁判所が選任した扶養義務者 （選任年月日 年 月 日）					
8	市町村長					

に改め、同様式付表を削る。

様式第13号を削る。

様式第13号の2中「（法第33条第1項）」を削り、「法第33条第4項の入院」を「家族等の同意により入院した」に、

保護者	フリガナ 氏名	-----	男・女	続柄	生年月日	年 月 日
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区		
	フリガナ 氏名	-----	男・女	続柄	生年月日	年 月 日
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区		
	1	後見人又は保佐人		2	配偶者	
3	親権を行う者		4	家庭裁判所が選任した者（選任年月日 年 月 日）		
5	その他（ ）					

を

フリガナ 氏名	-----	男・女	続柄	生年月日	年 月 日
住所	都道 府県	郡市 区	町村 区		

同意した家族等	フリガナ 氏名	-----	男・女	続柄	生年月日	年 月 日
	住所	都道府県	市区	町村		
	1 配偶者	2 父母（親権者である・ない）		3 祖父母等		
	4 子・孫等	5 兄弟姉妹	6 後见人又は保佐人			
	7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日 年 月 日)					
	8 市町村長					

に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第13号の3を削る。

様式第14号中

保 護 者	フリガナ 氏 名	-----	(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日生
	住 所	都道府県	市区	町村		
	フリガナ 氏 名	-----	(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日生
	住 所	都道府県	市区	町村		
入 院 年 月 日 (医療保護入院)		年 月 日				

を

入 院 年 月 日 (医療保護入院)	年 月 日
-----------------------	-------

に改める。

様式第15号中「第33条の4第5項」を「第33条の7第5項」に、「保護者等」を「家族等」に改める。

様式第15号の2中「保護者等」を「家族等」に改める。

様式第16号中「保護者（扶養義務者）」及び「貴殿の保護（扶養）に係る」を削る。

様式第16号の2中「（病院名）」を削る。

様式第17号中「及び結果を記載すること。」を「とその結果」に、「含む。）を記載すること。」を「含む。）」に、

診断した精神 保健指定医氏 名	署名
-----------------------	----

保護者	フリガナ 氏名	-----	男・女	続柄	生年月日	年 月 日
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区		
	フリガナ 氏名	-----	男・女	続柄	生年月日	年 月 日
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区		
	1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者（選任年月日 年 月 日） 5 その他（ ）					

を

「診断した精神 保健指定医氏 名	署名
------------------------	----

に改める。

様式第18号中「第33条第1項」の次に「又は第3項」を加え、「理由を記載すること。」を「理由」に、

「今後の治療方 針（患者本人 の病識及び治 療への意欲を 得るための取 組を含む。） を記載すること。 」	
--	--

を

「今後の治療方 針（患者本人 の病識及び治 療への意欲を 得るための取 組を含む。）	
退院に向けた 取組の状況 （選任された 退院後生活環 境相談員との 相談状況、地 域援助事業者 の紹介状況、	

医療保護入院者退院支援委員会で決定した推定される入院期間等)	選任された退院後生活環境相談員
--------------------------------	-----------------

に、

「診断した精神保健指定医氏名	署名					
保護者	フリガナ	-----	男・女	続柄	生年月日	年 月 日
	氏名					
	住所	都道府県	郡市区	町村区		
	フリガナ	-----	男・女	続柄	生年月日	年 月 日
	氏名					
住所	都道府県	郡市区	町村区			
	1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者（選任年月日 年 月 日） 5 その他（ ）					

を

「診断した精神保健指定医氏名	署名
----------------	----

に改める。

様式第26号中

保護者の住所、氏名等	住 所			
	氏 名		入院患者との続柄	
備 考				

を

退去者の家族等の住所、氏名等	住 所			
	氏 名		入院患者との続柄	

障害福祉サービスに係る事業を行う者	フリガナ 名 称	
	所在地	
	連絡先	
備 考		

備考 「障害福祉サービスに係る事業を行う者」の欄は、退去者が入院年月日より前に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを利用して
いた場合に記入すること。」

に改める。

様式第27号中

保 護 者	住 所		
	氏 名	措置入院者 との続柄	
病 名	転 帰		

を

病 名	転 帰
-----	-----

に改める。

様式第29号中

フリガナ 氏名		性別	男・女
	印		

を

フリガナ 氏名	
	印

に、

9 現在の障害福祉サービス等の利用状況（該当するものを○で囲む。） ア 自立訓練（生活訓練） イ 共同生活援助（グループホーム） ウ 共同生活介護（ケアホーム） エ 居宅介護（ホームヘルプ） オ 訪問指導 カ 生活保護 キ その他の障害福祉サービス等（ ）

を

「 9 現在の障害福祉サービス等の利用状況（該当するものを○で囲む。）
 ア 自立訓練（生活訓練） イ 共同生活援助（グループホーム）
 ウ 居宅介護（ホームヘルプ） エ 訪問指導
 オ 生活保護 カ その他の障害福祉サービス等（ ） 」

に改める。

様式第31号中

氏	名	性別

を

氏	名

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(健康課)

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第38号

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の
の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則（平成18年富山県規則第 108号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「第22条の3」を「第20条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（健康課）
